

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜、  
祭日、  
当分の  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定(保険課)

保険薬局の指定の辞退(〃)

国民健康保険医として登録があったものとみなされるもの(〃)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画事業の認可(下水道課)

◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設の指定の解除

選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 正 誤 昭和六十一年六月鳥取県条例第二十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
地原齒科医院	鳥取市栄町六二六	平成三年一月二十九日

### 鳥取県告示第七十七号

次のとおり保険薬局の指定の辞退があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一	平成三年二月二十八日

鳥取県告示第七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
栗政明弘	鳥国医第四、二四七号	平成三年一月九日

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	第三期山村振興農林漁業対策事業鳥越地区農道整備	平成二年九月三十日

鳥取県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所  
 気高郡気高町大字八束水字大磯二六七七の四・二六七七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字真山七四三の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字吉渡山九一一の二二から九一一の二五まで、九一一の一四から九一一の二三まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第四百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市丸山町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

岩美町

二 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年二月二十六日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱、字中町田濱、字中町田屋敷、字西町田屋敷、字東町田屋敷、字清水、字西前田、字西町田、字中町田、字東町田、字西日比野屋敷、字中日比野屋敷、字東日比野屋敷、字日比野前、字日比野濱、字中日比野濱、字東日比野濱、字一本松、字日比野山、字石佛、字堀端及び字高縄手並びに大字岩本字鳥繩手地内

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号により指定した施設を解除する旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

施設 の 名 称	所 在 地
八宝苑	八頭郡八東町大字安井宿四八一―一

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

平成三年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年二月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成三年三月一日（金） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙について
  - 2 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の取扱い方針の一部改正について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	サファリ	京楽産業株式会社
	アイランドニ	
	バスケットボールニ	
	ラッキーセーA	
	チェッカーニ	株式会社大一商会
	クレイジーボーイ	
	パラダイス一	奥村遊機株式会社
	パラダイスニ	
	トライアングル	
	ぼんぼこ林	株式会社平和
ラウンドラッシュ		

正 誤

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十一年六月鳥取県条例第二十九号）中次の箇所（誤り）があったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	下	後ろから八	二十四万円	二十万四千円

アレンジボール遊技機		スリルウェイPⅢ
ドラゴン	スパークリー	株式会社藤商事

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】